

# 景品表示法に関する説明会

平成28年4月1日に課徴金制度が導入された改正景品表示法が施行され、平成29年1月27日には初の課徴金納付命令が行われるなど、事業者の方が適正な表示を行う取組みがますます重要になっています。

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、下記のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。

と き 平成30年9月19日(水) 午後2時30分 ～ 午後4時30分

と ころ 大阪赤十字会館 301会議室  
大阪府中央区大手前2-1-7  
※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅  
(3番出口徒歩5分)  
※京阪電車「天満橋」駅(徒歩7分)

定 員 200名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内で事業を行っている事業者  
及び事業者団体

講 師 消費者庁担当職員

内 容 景品表示法の概要  
景品表示法違反事例  
質疑応答 等



申込方法  
申込期間

■インターネット(電子申請)をご利用の場合

**【平成30年8月17日(金)午後5時登録分まで有効】**

大阪府インターネット電子申請・申込サービス からお申込みください。

[電子申請URL]

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukild=2018060102>

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申込み下さい。

[申込み先]

□郵送**【平成30年8月17日(金)到着分まで有効】**

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階

大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ**【平成30年8月17日(金)午後5時受信分まで有効】**

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

**※電話による申し込みの受付は行いません**

主 催 大阪府

[問い合わせ先]大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)